

日薬連発第 707 号
2024 年 11 月 6 日

加盟団体 殿

個人情報保護に関するアンケートの結果について

日本製薬団体連合会 個人情報委員会

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より、当連合会の委員会活動につきまして、格別のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

2023 年 12 月 1 日発第 807 号「個人情報保護に関するアンケート実施へのご協力のお願い」に際し、多数の事業者様にご協力をいただきましたこと感謝申し上げます。

また、当委員会で、集計結果について、コメントを作成いたしましたので、貴団体に加盟の対象事業者各社様に周知願います。

注記)

上記アンケートの回答時に複数選択ができないケースがありましたこととお詫び申し上げます。

【はじめに】

昨今ではマイナンバー誤登録問題をはじめ、個人情報への不正アクセスや個人情報漏えい等の事件が頻発している。このような状況の中、生活者・消費者からは、事業者における個人情報保護に対して、ますます厳しい目が向けられている。製薬企業は業務の性格上、センシティブな個人情報も多く取り扱っていることから、当連合会では、2023年12月に、認定個人情報保護団体である当連合会の対象事業者に向けて、個人情報保護に関するアンケートを実施した。今般、その結果の概要を対象事業者に公表するとともに、個人情報保護における課題について指摘している。対象事業者各社におかれましては、本資料を、今後の個人情報保護のための取り組みに役立てていただければ幸甚である。なお、今後、当連合会より結果を踏まえた情報提供や研修等の実施も検討している。

【個人データの安全管理】

設問 2. 個人情報保護に関する業務は、どの部門が所管していますか。

設問 3. 個人情報保護を担当する従業員は、個人情報保護士などの資格を保有していますか。

設問 4. データプロテクションオフィサーなどの役職の、個人情報保護に関する専任の担当者を置いていますか。

設問 5. 個人情報保護の推進を図るための委員会等を設置していますか。

設問 6. 貴社の各部門や各事業所において、個人データの安全管理措置に関する自己点検を適宜行っていますか。

設問 7. 自己点検を行っている場合は、どのような内容をしていますか。

設問 8. 個人情報台帳を作成し、定期的に管理していますか。

設問 9. 営業の情報を管理しているシステムからダウンロードして各部で持っている個人データも個人情報台帳で管理していますか。

設問 10. 個人情報を適切に管理するための個人情報保護委員会が提供するデータマッピング・ツールキットを利用していますか。

設問 11. 従業員に対する個人情報の取扱いに関する教育訓練として、どのような内容を実施していますか。

設問 12. 不要になった個人データをどのように廃棄していますか。

設問 13. 個人情報関連法令遵守（データマッピング、同意取得などの業務）のため、システムを利用していますか。

個人情報保護に関する業務を所管している部門は、5 割以上（78/148 社）の会社において、法務部門やコンプライアンス部門以外の部門が占めていて、個人情報保護を担当する従業員は、9 割弱（129/148 社）が個人情報保護士などの資格は有していなかった（設問 2、設問 3）。また、9 割弱（128/148 社）の会社が役職の個人情報に関する専任担当者を置いていなかった（設問 4）。個人情報保護の推進を図るための委員会等の設置状況は、6 割以上（96/148 社）の会社において委員会等を設置していなかった（設問 5）。

個人データの安全管理措置に関する自己点検においては、7 割弱（100/148 社）の会社で実施しており、その主な内容は、個人データの棚卸しや不要な個人データの削除であった（設問 6、設問 7）。

個人情報台帳の管理については、6 割弱（86/148 社）の会社において定期的に管理されていた（設問 8）。また、8 割弱（113/148 社）の会社においては、各部門で保有する個人データを個人情報台帳で管理していなかった（設問 9）。そして、9 割以上（141/148 社）の会社で個人情報保護委員会が提供するデータマッピング・ツールキットを利用していなかった（設問 10）。個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン通則編の 10-3 組織的安全管理措置の項目においては、個人データの取扱状況を確認する手段の整備や取扱状況の把握が求められている。手段は様々あるものの、個人情報台帳の作成・管理やデータマッピング・ツールキットの活用等は基本的な手段の一つとして有用である。

従業員に対する個人情報の取扱いに関する教育訓練においては、頻度は年 1 回、対象者は全従業員が多数を占めていた。また、教育訓練内容は個人情報保護法の概要解説や個人情報の取扱いに関するものが多数を占めていた（設問 11）。

不要になった個人データの廃棄は、8 割弱（115/148 社）の会社において、個別に都度廃棄を実施していた（設問 12）。

個人情報関連法令遵守のためのシステムの利用状況は、利用している会社は、1 割強（17/148 社）で、8 割弱（115/148 社）の会社においては、利用してなく、今後もシステム導入を計画していないとの状況であった（設問 13）。

【委託先の監督】

設問 14. 業務委託における委託先の選定の個人情報保護に関する要件（適否の判断基準など）を定めていますか。

設問 15. 上記質問の回答が「その他」の場合、記載願います。

設問 16. 委託先に対して定期的な評価を実施していますか。

設問 17. 上記質問の回答が「その他」の場合、記載願います。

設問 18. 再委託先の管理（定期的な監査等）はどのように実施していますか。

委託先の選定要件を定めている、又は安全管理措置の実行が可能であることなどを確認する運用により実行をしている事業者が6割強（96/148社）であった（設問14、設問15）。選定要件・判断要件ともに定めていないとの回答については、質問文書の読み取り方次第によっては「判断基準はあるものの文書化していない」ことから「なし」と回答した会社があった可能性も考えられる。また、委託先に対する定期的な評価は、約4割弱（54/148社）の事業者が何らかの対応を図っている（これから図るを含む）との回答であった（設問16、設問17）。再委託先の管理（定期的な監査等）の実施方法では、自ら或いは委託先を通じて実施している、の合計が約4割強（62/148社）であった（設問18）。

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン通則編(ガイドライン通則編)3-4-4において、委託先の監督（法25条）を具体化する内容として、取扱いを委託する個人データの内容を踏まえ、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、委託する事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（性質及び量を含む）等に起因するリスクに応じて、(1)適切な委託先の選定、(2)委託契約の締結、(3)委託先における個人データ取扱状況の把握という必要かつ適切な措置を講じなければならないと示されている。

ガイドライン通則編3-4-4(1)においては、委託先の選定にあたっては、委託先の安全管理措置が、少なくとも法第23条及びガイドラインで委託元に求められるものと同等であることが求められており、委託元は、「10（別添）講ずべき安全管理措置の内容」に定める各項目が、委託する業務内容に沿って、確実に実施されることについてあらかじめ確認する必要がある。そのために、各事業者において委託先の選定要件・判断要件をあらかじめ定めておき、文書化しておくことは有益である。また、ガイドライン

通則編 3-4-4(3)においては、委託先における個人データの取扱状況については、定期的に監査を行う等により、委託契約で盛り込んだ内容の実施の程度を調査した上で、委託の内容等の見直しを検討することを含め、適切に評価することが望ましいと示されている。この点、物理的に自社と離れた場所にある相手方への調査方法は、例えば(1)契約の締結時等に、委託先に対して、個人情報の取扱いに関する規律の策定又は提出を求める、(2)契約の役務提供時に委託先から個人情報の取扱状況を書面で報告を受ける、(3)契約の役務提供時に、委託先の執務環境を実地確認等して個人情報の取扱状況を把握する等の対応を行うことが考えられる。委託契約書に安全管理条項を盛り込むだけでなく、契約締結後に実態的な取扱いを継続的に監督するための措置を実施する等し、委託先における取扱状況の把握に努める必要がある。

なお、再委託の場合にも、委託と同様に、委託元は、再委託の相手方、再委託する業務内容、再委託先の個人データの取扱方法等について、委託先から事前報告を受け又は承認を行うこと、及び委託先を通じて又は必要に応じて自らが、定期的に監査を実施すること等により、委託先が再委託先に対して監督を適切に果たすこと、及び再委託先が法第 23 条に基づく安全管理措置を講ずることを十分に確認することが望ましい旨ガイドラインで示されていることにも留意が必要である。

会員各社においては、ガイドラインに示されている事項等を改めて確認の上、適切な対応を進められたい。

【個人データの漏えい等について】

設問 19. 昨年度に何件の個人データ漏えい等がありましたか。

設問 20. そのうち、委託先での漏えい等は何件ありましたか。

設問 21. どのような種類の漏えいが多いですか。

設問 22. 上記質問の回答が「その他」の場合、記載願います。

設問 23. 個人データの漏えい等が発生した際の対応マニュアルを整備していますか。

アンケートに回答した 148 社の内、昨年度に個人データの漏えい等が発生したと回答した企業が 19 社あり、その中には複数件の漏えい等や委託先での漏えい等があったとの回答もあった（設問 19、設問 20）。漏えい等の種別としては、メールの誤送信や紛

失・盗難・置き忘れ等のどちらかといえば個人情報取扱事業者側の行動に起因するものが多数（31/53 件）であったが、不正アクセスとの回答も少なからずあった（10/53 件）（設問 21）。設問 21 で「その他」を選んだ回答の中には、ウイルス感染や委託先のシステム不具合等があった（設問 22）。メールの誤送信や紛失等の防止のためには、人的安全管理措置の一環として継続的な社内研修等で従業員の注意や理解を促すことが求められる。個人データの漏えい等発生時の対応マニュアルの整備については、包括的なインシデントマニュアル等で対応している企業も含めて 94/148 社が整備済みであったものの、整備していないと回答した企業も 54/148 社あった（設問 23）。

個人データの漏えい等が発生したと回答した企業は、回答企業数の約 13%であった。一定の個人データの漏えい等（要配慮個人情報が含まれる個人データの漏えい等など）の発生時は、個人情報保護委員会への報告や本人への通知等の速やかな対応が求められる（同委員会へ提出した確報については、その写しを速やかに日薬連個人情報委員会にも提出する必要もある（「製薬企業における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン」IV. 3. 個人データの漏えい等の報告））。そこで、会員各社におかれても漏えい等の発生に備えた何らかの対応手順はあらかじめ定めておくのが望ましいと思われる。

【個人データの第三者提供】

設問 24. どのようなケースにおいて、個人データ取得時に本人から同意を取得していますか。（個人関連情報は除く）

設問 25. 個人データの取得時に本人から同意を取得するケースを記載ください。

設問 26. 被験者への同意説明文書を Privacy の観点からどのくらいの頻度でチェックしていますか。

設問 27. 個人データを第三者に提供（委託・共同利用等の例外に該当するケースを除く）することはありますか

設問 28. 個人データを第三者に提供することがある場合、どのようなケースですか。

設問 29. 個人データの第三者に提供する最終判断は誰がしますか。

設問 30. 社内のどの組織が個人データの第三者提供の記録を管理していますか。

個人データ取得時に同意を取得する対象については、従業員が最も多く（51/148 社）、患者（38/148 社）と医療関係者（24/148 社）がそれに続いた（設問 24）。取得するケースは多様であり全てを記載することはできないが、一例として治験参加時等であった（設問 25）。

被験者への同意説明文書のチェック頻度は、していないと回答した事業者が約 5 割（51/99 社）であった（設問 26）。この点、設問が「privacy の観点から」となっていることから、個人情報保護法の観点なのか、又は GCP や倫理指針等の観点なのか判断が難しく、回答に迷った事業者も一定数いたものと推測される。よって、実態は必ずしも明らかになっておらず、この割合に対する評価については慎重な検討を要すると思われる。

個人データの取扱いの委託・共同利用等に該当するケースを除き、個人データを第三者に提供することがあると回答した事業者は、28/148 社にとどまり、残り 120 社は第三者に個人データを提供することはないとの回答であった（設問 27）。第三者に個人データを提供することがあるとの回答 28 社の内訳をみると、先発品の取扱いがある事業者が 75%であった。

個人データを第三者に提供することがある事業者において、個人データを第三者に提供するケースは多岐にわたるが、挙げられた例としては、就労関連（入退社、社会保険申請、健康診断等）や経理関連（給与処理）で、社会保険労務士、税理士、社会保険事務所、健康保険組合、ハローワーク、労働組合等に提供といった内容があった。また、薬事・治験関連で、国内外の薬事規制当局や共同開発会社、事業活動関連で子会社、グループ会社などに提供するケースも見られた（設問 28）。

ただし、これらの回答には、個人データの第三者提供ではなく個人データの取扱いの委託と思われるケースも含まれており、第三者提供と委託の差異について、理解に差が見られる。

個人データを第三者に提供する最終判断について、当該個人データを取り扱う部門の責任者」と回答した事業者が 94/148 社と最多であり、個人情報保護所管部門との回答が 50/148 社であった（設問 29）。

社内における個人データの第三者提供の記録管理について、当該個人データを取り扱う部門の責任者が管理責任を有すると回答した事業者が 71/148 社で、個人情報保護所管部門との回答が 49/148 社であった（設問 30）。

【個人データの国外移転】

設問 31. 個人データの国外への移転をどのような場合にしていますか。

設問 32. 治験の際に、医療関係者から個人情報の国外移転に関する同意をどのような方法で取得していますか。

設問 33. 個人データの国外移転の同意を取得する際の情報提供はどのように行なっていますか。

設問 34. 海外のサーバーの管理者への提供（管理者が閲覧・ダウンロードすることはできる。契約においてデータにアクセスしないことを義務付ける場合を除く。）を国外移転として扱っていますか。

設問 35. データ移転影響評価を実施していますか。

設問 36. 移転先の相当措置確保の確認は行なっていますか。

個人データを国外に移転する場合（設問 31）として単独の回答で最も多かったのは、治験・臨床研究の場合との回答が 20/148 社であった。治験・臨床研究の被験者データが個人情報に該当するか否かは当連合会のガイドラインにて考え方を示しているとおりであるが、治験・臨床研究に關与する医療関係者の個人データについても、原則として、国外移転規制に準拠した、移転先国における個人情報保護制度などの情報提供と同意取得の対応が必要となる。

医療関係者の個人データの国外移転に関する同意取得方法（設問 32）については実務対応が難しいところと思われるが、説明会を開催している事業者は 5/60 社と多くなく、書面をもって説明している事業者が 29/60 社という結果であった。

個人データの国外移転の同意を取得する際の情報提供の方法（設問 33）は、個人情報保護委員会のウェブサイト（トップページ）へのリンクを掲載するという方法をとる事業者が 14/55 社と多数であった。また、個人情報保護委員会のウェブサイトのうち、個別の国の個人情報保護制度に関する情報を掲載しているページへのリンクを掲載している事業者も 3/55 社あり、これらをまとめ、17/55 社は個人情報保護委員会のウェブサイトへのリンクをもって情報提供としていることになる。次いで、自社で独自に調査した情報を提供する事業者が 11/55 社であった。

海外のサーバーの管理者への提供を国外移転として扱っている事業者は 5 割弱（28/63 社）で、移転先の相当措置確保の確認を行っている事業者は 4 割弱（25/66 社）であった（設問 34、設問 36）。しかし、前者については、いわゆる十分性認定を行っている国である EU および英国域内の事業者、または相当措置を継続的に講ずるために必要な

体制を整備している事業者については外国の第三者への移転ではないと整理がされるところ、そのような整理をした上で「いいえ」を選んだ事業者が一定数いる可能性がある。また後者の相当措置確保の確認については、そもそも相当措置の構成で整理をせず、十分性認定を行っている国の事業者への提供等と整理している事業者も「いいえ」を選んだ可能性がある。よって、実態は必ずしも明らかになっておらず、この割合に対する評価については慎重な検討を要すると思われる。

データ移転影響評価の実施については（設問 35）、実施している事業者は約 2 割（15/68 社）であった。

【個人データの開示等請求】

設問 37. 本人からの個人データの開示請求、訂正・追加・削除、消去等は、年間何件程度ありますか。

設問 38. 本人からの個人データの開示等請求への対応フローについて、社内手続を定めていますか。

アンケートに回答した約 6 割（87/148 社）が「本人からの個人データの開示等請求への対応フロー」を整備しているとのことであったが、本人からの個人データに関する開示等請求が年間 10 件以上あると回答したのは、わずかに 1 社であった（1/148 社）（設問 37、設問 38）。

対応フローを整備している企業が 6 割程度にとどまっていることの背景には、実際に本人から請求を受ける機会が少ないため個別対応で足りてしまっているという実態があるようにも思われる。

【仮名加工情報・匿名加工情報】

設問 39. 匿名加工情報を作成していますか。

設問 40. 匿名加工情報を（購入などにより）第三者より提供を受けていますか。

設問 41. 匿名加工情報をどのような用途で利用していますか。

設問 42. 匿名加工情報を第三者に提供していますか。

設問 43. 仮名加工情報を作成していますか。

設問 44. 作成した仮名加工情報をどのような用途で利用していますか。

匿名加工情報を作成していないと回答したのは約 8 割 (122/148 社) (設問 39) 、匿名加工情報を第三者より提供を受けていないと回答したのが 7 割強 (111/148 社) (設問 40) 、匿名加工情報を第三者に提供していないと回答したのが 9 割強 (140/148 社) (設問 42) 、仮名加工情報を作成していないと回答したのが 8 割強 (126/148 社) という結果であった (設問 43) 。そのため、この点だけを見ると匿名加工情報や仮名加工情報を積極的に利活用している企業は全体の 2~3 割程度にとどまっているように見受けられる。

なお、匿名加工情報を利用している企業のうち、製品・サービスに関する開発・研究と疾患等に関する情報の調査・分析を選んだのはそれぞれ 2 割弱であった (設問 41) 。また、作成した仮名加工情報を利用している企業のうち、製品・サービスに関する開発・研究と疾患等に関する情報の調査・分析を選んだのはそれぞれ 2 割前後であった (設問 44) 。

【国外法令の遵守状況の把握】

設問 45. 海外グループ会社による国外法令の遵守状況を把握・モニタリングしていますか。

設問 46. 上記質問の回答が「はい」の場合、具体的にどのように把握・モニタリングしていますか。(例：海外子会社から年 1 回報告を受けている)

設問 47. 海外グループ会社から個人データの提供を受けるケースがありますか

設問 48. 上記質問の回答が「はい」の場合、当該海外グループ会社と現地法に基づく契約を締結していますか

海外グループ会社による国外の個人情報保護法令に関する遵守状況の把握・モニタリングについては、日薬連加盟各社の海外展開の有無などによりその状況は異なるものの、海外子会社との定期的な会議、海外子会社への監査、海外子会社に設置された個人情報保護担当部門からの報告などを通じて実施されていた (22/80 社) (設問 45、46) 。また、回答企業が海外グループ会社から個人データの提供を受けるケースがあると答えたのは約 3 割であり (28/86 社) 、その場合は、そのために必要な現地法に基づく契約を締結した上で実施する企業が多く見受けられた (設問 47、48) 。

自社の海外展開の有無や海外子会社との個人データ授受の必要性等に応じて、各社が実施すべき対応は一樣ではないものの、特に海外でも事業を行う会社においては、対象

となる外国の個人情報保護法令を踏まえて必要な対応に抜け漏れがないかなどを適切に把握・モニタリングする必要があるため、自社の現状や体制等を踏まえて必要な対応を実施することに留意が必要と思われる。

【データ保護影響評価】

設問 49. 日本で保有する個人データを取り扱うデータ保護影響評価を実施していますか。

設問 50. 上記質問の回答が「はい」の場合、どのような場合に実施していますか。

設問 51. 上記質問の回答が「いいえ」の場合、その理由は何ですか。

データ保護影響評価を実施している事業者は1割程度（11/101社）という状況であった（設問 49）。データ保護影響評価を実施している事業者においては、要配慮個人情報を取扱う場合が8社、その他が7社であった。日本ではデータ保護影響評価は法的義務ではないため、実施対象範囲も各社で自主的に定める必要があるが、データ保護影響評価を法的義務としている欧州一般データ保護規則に倣い、一定の高リスクの個人情報の取扱いを対象とすることが考えられる。

他方、データ保護影響評価を実施していない事業者の実施していない理由としては、人員・ノウハウが不足（31/87社）という回答が最多であった（その次に、高リスクの個人データ取扱がない（27/87社）との回答が多かった）（設問 51）。日本では義務化されていないことを背景にリソース事情なども影響して、現時点ではあまり実行されていない。

今後、個人情報保護の重要性が高まる中、海外の規制動向も踏まえると国内においてもデータ保護影響評価を実行することが望ましい。データ保護影響評価については、個人情報保護委員会が、民間における自主的取り組みとして推奨しており、当連合会としても今後加盟団体会員企業各社の取組みに寄与する情報提供を検討したい。

【研究・開発】

設問 52. 海外治験における各国の個人情報保護法令の要件の検討をどのように行っていますか。

設問 53. 臨床研究で得られた被験者のデータは、個人情報として取り扱っていますか。

設問 54. 臨床研究で得られた被験者のデータを、当初の研究以外の目的で利用すること（二次利用）はありますか。

設問 55. 上記質問の回答が「ある」の場合、どのような目的で利用していますか。

設問 56. 二次利用する際には、個人情報保護法上の本人同意の点はどのようにクリアしていますか。

海外治験における各国の個人情報保護法令の要件の検討方法（設問 52）については、自社調査もしくは外部弁護士や CRO に依頼する等何らかの方法で検討している事業者が約 6 割（45/77 社）であった。

臨床研究で得られた被験者のデータを個人情報として取り扱っている否か（設問 53）については、約 6 割（46/80 社）が個人情報として取り扱っているという結果であった。臨床研究で取り扱う被験者のデータが、製薬企業にとって個人情報に該当するか否かについては、当連合会が「製薬企業における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン」にて考え方を示している。

臨床研究で得られた被験者のデータを当初の研究以外の目的で利用することがあると回答したのは、少数（23/85 社）であった（設問 54）。二次利用の対象となる利用目的（設問 55）としては、同じ薬剤に関する別の研究が多数であり、同じ疾患に関する別の研究という回答と合わせると、当初の研究と関連する研究に利用することがほとんどであった。

適法に二次利用する手段（設問 56）については、当初の研究参加時に取得した同意の範囲内であることを確認するという回答が 24/45 社と多数であった。二次利用の際に再度同意を取得するという回答は 2/45 社と少数であったが、当初の研究実施時から長期間が経過している場合には、再度対象者から同意を取得することは容易でない。また、匿名加工情報・仮名加工情報を作成して利用するという回答も少数であった。この場合、削除等情報の安全管理や公表義務の履行など、追加で対応が必要な事項が増加することに留意が必要である。

【患者情報の取扱い】

設問 57. 患者団体との協働（例：講演・執筆の依頼、研修の実施、アンケート実施など）を通じて患者さんの個人情報を取り扱う機会がありますか。

設問 58. 患者団体との協働により取得した患者さんの個人情報を、どのような目的で利用していますか。

設問 59. 患者団体との協働により取得した患者さんの個人情報を、社内で利用目的の範囲内で共有する場合、情報を加工していますか。

設問 60. 患者団体との協働により取得した患者さんの個人情報を、社外に提供することはありませんか。

設問 61. 上記質問の回答が「はい」の場合、提供にあたり情報を加工していますか。

患者団体との協働（例：講演・執筆の依頼、研修やアンケートの実施など）を通じて患者さんの個人情報を取り扱う機会がある事業者（設問 57）は高い比率ではない（26/148 社）ものの、患者団体と製薬企業との協働の場面は一層増加する可能性もあり、患者さんの個人情報の取扱いについては特に留意が必要である。患者団体との協働により取得した患者さんの個人情報の利用目的（設問 58）については、基本的に患者団体との協働の目的にのみ利用されており、社内利用の場合（設問 59）、必要に応じて氏名などの情報は削除して利用する、仮名加工や匿名加工することにより個人を識別できない状態で患者さんの個人情報を利用する事業者が合計 15 社と、相当数見受けられた（15/29 社）。

また、患者団体との協働により取得した患者さんの個人情報を社外に提供することがあるか否か（設問 60）については、社外に提供することがある事業者は少数（4/53 社）であり、その場合も個人を識別できないように加工をしていることが多かった（設問 61）。

患者さんの個人情報については、その内容によって要配慮個人情報に該当するものであるため、社内利用や社外提供の際には、必要に応じて、本人の権利利益侵害のリスクを踏まえて一定の加工を施すことが望ましい。

【一般用医薬品・医薬部外品】

設問 62. 市販薬（要指導医薬品・一般用医薬品）、医薬部外品の消費者の個人情報を保有していますか。

設問 63. 上記質問の回答が「保有している」の場合、消費者のどのような個人情報を保有していますか。

設問 64. 上記質問の回答が「保有している」の場合、消費者の個人情報を匿名加工化または仮名加工化して利用することはありますか。

市販薬や医薬部外品の消費者の個人情報を保有していると回答した企業は約 3 割程度（46/148 社）（設問 62）であった。また、消費者のどのような個人情報を保有しているかという点については、想定された自社 EC サイトの会員情報やキャンペーン等の応募に関連するものは合計しても 18/40 社と半数に満たず、その他が 22/40 社と最も多い回答となっており（設問 63）、利活用の実態としては必ずしも明らかにはなっていないように思われた。

なお、匿名加工情報や仮名加工情報の利活用の点については、市販薬・医薬部外品の領域でも約 4 分の 1 程度と低い割合にとどまっているが（設問 64）、設問 39～44 に対する回答を考慮すると、この点についても具体的な用途を確認していれば更に大きな数となっていた可能性もあるように思われ、この割合に対する評価については慎重な検討を要するように思われる。